

中学生の保護者 各位

郡上市教育委員会
学校教育課長

就学援助費に係るクラブ活動費用具等購入明細書の提出について（依頼）

市では、小・中学生を養育しており経済的な理由により就学援助費の認定を受けた保護者に対し、学用品費や校外活動費などの一部を援助しており、中学生を対象に「クラブ活動費」（上限額 30,150 円額：実費精算）を支給いたします。

つきましては、別添の「クラブ活動費用具等購入明細書」に、4月1日から12月末日までに各ご家庭で購入されました金額をご記入していただき、領収書（レシート等）を添付し学校教育課又はお近くの地域振興事務所へ1月15日頃までにご提出願います。

なお、支給については、領収書（レシート）を確認し、適正と認められた費用のみの実費精算とさせていただきます。

【参考】クラブ活動費の概要

1 援助内容

中学校クラブ活動（部活動含む）の実施に必要な用具等の購入費

2 支給対象と支給額

中学校：1～3年生 支給額：30,150円（上限額）

3 購入対象期間

4月1日から12月31日までに購入したもの

【参考例】支給の対象となる購入用具等

クラブ（部活）名	購入用具等
野球	グローブ・バット・ユニホーム・スパイク
陸上	ユニホーム・スパイク・シューズ
サッカー	サッカーボール・ユニホーム・スパイク
バスケットボール	バスケットボール・ユニホーム・バスケットシューズ
バレーボール	バレーボール・ユニホーム・バレーシューズ・膝サポーター
テニス・バドミントン	ラケット・ユニホーム・テニス（バドミントン）シューズ
卓球	ラケット・ユニホーム・卓球シューズ
柔道	柔道着
剣道	竹刀・剣道防具・剣道着
美術	絵具・画材・エプロン
吹奏楽	マウスピース・チューナー
クラブ全般	※クラブで一括して購入する練習着（ジャージ・ウインドブレーカー等）

※Tシャツ、靴下等の日常的に着用できるものは対象外となります。クラブ活動（部活動）に必要なものと判断できる用具等に限りです。